

令和5年第4回(12月)大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・福祉保健課・教育委員会 】

招集年月日	令和5年12月8日(金)		
招集場所	役場2階 「第一会議室」		
開会日時	令和5年12月8日(金) 14:50~17:34		
出席委員 (6名)	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委員 三村 敏子
	委員 菅原 史夫	委員 戸部 誉	委員 石井 雅樹
欠席委員 (0名)			
出席職員 (22名)	<p>【特別職】 【議会事務局】</p> <p>副村長 工藤 敏行 事務局長 近藤 綾子</p> <p>【総務企画課】</p> <p>課長 薄井 伯征 課長補佐 遠藤 有子 主査 小形谷 範子 主査 庄司 都志哉 主査 菅原 聡 主任 土佐林 学</p> <p>【税務会計課】</p> <p>課長 伊東 寛 主査 石川 猛</p> <p>【福祉保健課】</p> <p>課長 北嶋 学 課長補佐 小林 豊 主査 進藤 三枝 主査 渡辺 祥達 主任 小貫 智美 主任 木坂 望 主事 角田 伸代 主事 安田 麻鈴</p> <p>【教育委員会】</p> <p>教育次長 宮田 雅人 主査 池田 龍成 主任 畠山 友伴 主事 太田 翼</p>		

付託事件	議案第53号 大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第56号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
	議案第60号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第61号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案
	議案第62号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
	議案第63号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
	陳情第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について

	国に意見書提出を求める陳情
陳情第 10 号	国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
陳情第 11 号	健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>(開会 14:50)</p> <p>ただいまより、総務福祉教育委員会を開会します。</p> <p>ただいまの出席委員数は6名で定足数に達しておりますので、委員会は成立します。</p> <p>本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案及び陳情等を確認します。</p> <p>議案第53号「大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第54号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第56号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」、</p> <p>議案第61号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、</p> <p>議案第62号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」、</p> <p>議案第63号「令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」、</p> <p>陳情第9号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」、</p> <p>陳情第10号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」、</p> <p>陳情第11号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」、の以上10件です。</p> <p>それでは当委員会に付託された案件について、審査に入ります。</p> <p>審査の順番ですが、はじめに議会事務局、総務企画課、税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって福祉保健課、教育委員会の順に行いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第53号「大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関</p>

発言者	発言要旨
	<p>する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。</p>
遠藤課長補佐	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムは勤務時間で分けられるのでしょうか。以前、秋田市の保育士を調べたときに8時間勤務する人がフルタイムとなっていて退職金も出るとのことですが、フルタイムとパートタイムをどのように分けているのでしょうか。</p>
遠藤課長補佐	<p>委員のおっしゃるとおり分けられており、フルタイム会計年度任用職員は正職員と同じ時間数である7時間45分勤務する職員のことを言います。なお、大潟村ではフルタイム会計年度任用職員はおりません。</p>
三村委員	<p>フルタイム会計年度任用職員がない理由を教えてください。</p>
遠藤課長補佐	<p>大潟村の行政事務に関して、会計年度任用職員については従来から7時間勤務としており、事務量的にも適切であることからパートタイムとしています。また、保育士については、フルタイムであれば正職員になっていただきたいという思いもあり、こども園とも協議し、シフトを組みながらパートタイム会計年度任用職員として採用しております。</p>
松本委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
	<p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>
	<p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第53号「大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。 よって、議案第 53 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 54 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。</p>
遠藤課長補佐	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 54 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。 よって、議案第 54 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 56 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。</p>
石川主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	今回の条例改正により、国保税の負担増について村から要望をしていると思いますが、そちらに影響はありますか。
石川主査	今回の条例改正による産前産後期間で軽減した場合、その軽減分は国と地方で負担ということになります。負担割合はまだ示されていませんが、これまでの調整交付金の考え方からすると、国が 1/2、県と村が 1/4 ずつになるのではないかと思います。この村の負担については、直接的に事業納付金の増に伴う国保税の負担増に影響するものではありません。
菅原(史)委員	この条例改正自体は賛成ではありますが、国と地方の負担割合は決まっていないのでしょうか。
石川主査	税務部局に直接情報は来ておりません。例えば未就学児に対する軽減措置など他の軽減措置についても福祉保健課での対応となっており、今回の産前産後の軽減についてもその中で措置されるのではないかと思います。直接税務部局に連絡が来ているわけではありません。
菅原(史)委員	委員会で審議するにあたって、そういった情報は示してほしいと思います。この改正の主旨はいいと思いますが、負担割合については福祉保健課でなければ分からないということでは判断できないと思いますが。
石川主査	言葉足らずとなってしまいましたが、この条例を審議いただくまでの間に福祉保健課にも確認し、現在のところ負担割合について具体的な示しがないと伺っております。
三村委員	死産、流産、人工妊娠中絶、早産の方を含むとなっておりますが、本当に早いケースだと妊娠 2 ヶ月でもそうしたこともあります。母子手帳の届出をする前でも対象となるのでしょうか。
石川主査	こちらの制度では、妊娠 85 日以上の出産予定の方を全て対象とすることとなっております。届出については出産予定日の 6 ヶ月前から可能となっております。仮に出産に至らないケースがあったとしても届出されたことをもってその期間軽減するものであります。
松本委員長	他に質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第 56 号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松本委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 56 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>それでは次に、議案第 60 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」の総務部門について、当局より説明を求めます。</p>
庄司主査 近藤事務局長 遠藤課長補佐 小形谷主査 菅原主査 石川主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>ロゴマークについて、村民の方に聞いてみたところ、50 周年が終わったばかりで、自分たちが使ってほしいような予算にはすぐ出してもらえないわけではないのに、ロゴマークは必要あるのだろうか、という意見が多かったです。ロゴマークを少し調べてみると、各自治体でもいろいろと作成していて素敵なものもありましたが、今回のロゴマークは 60 周年のためだけのものなのか、今後も継続して使用していくものなのでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
薄井課長	<p>今回のロゴマークについては60周年で使用することを想定しております。60周年記念事業について、様々なご意見があることは承知しておりますが、村としては、これまでの60年の歩みを振り返って、その節目として、今後も次の10年に向かって進んでいくんだ、という意識を啓発したいと考えております。ただ、何もせずに60周年を迎えるのではなく、年度当初から、封筒だけでなく広報や名刺など様々な場面で60周年をアピールできるよう活用してまいりたいと考えております。</p>
三村委員	<p>以前も公募しても、なかなかいいものが集まらないということもあったかと思いますが、今回のロゴマークは60周年のためだけであればもったいないような気がします。60周年を機に村をPRしていくためのロゴマークであればいいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
工藤副村長	<p>こういった10周年ごとの節目というものは、人にとって重要なものであると思います。こういったロゴマークを村外にも公募するという事は、大瀧村の情報発信にもなります。入植して60年、入植者の開拓者精神、そういったことを広めるためにも、こういったマークの必要性はあると思います。予算的に多くはありませんが、そういった村の姿勢が大切ではないかというご意見もありますので、今回予算計上させていただきました。</p>
三村委員	<p>せっかく60周年のロゴマークということで、素晴らしいものができたときに1年だけでなく大瀧村のロゴマークとして続けて使用していくことは考えられないでしょうか。</p>
薄井課長	<p>ロゴマークの募集にあたって60周年ということがわかるような数字やデザインなど入れるという条件を入れることとなります。逆に60周年を機に使い続けるという趣旨では逆に使いにくく、いつまでも使っていると捉えられる可能性もありますので、まずは60周年という節目の年を村内外に広く知ってもらうという観点で作成し活用してまいりたいと思っております。</p>
三村委員	<p>せっかく作るのであれば、村民も喜んで使い続けてくれるようなものがないと思います。50周年が非常に大きいイベントでイメージが強く、まだ50周年が終わったばかりじゃないか、という意見も多くあります。その中でロゴマークを作るのであれば村民が喜んでくれるものであればいいと思いますが、いかがでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
工藤副村長	<p>50周年のロゴマークも2,3年は名刺にも使用して、配ると興味を持たれる方もいらっしゃると思います。そういったことから60という数字もある程度インパクトのある情報発信になるのではないかと思います。三村委員のおっしゃるとおり、できるだけ村民に喜んでもらえるようなロゴマークが応募されることを期待して、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
黒瀬副委員長	<p>関連して60周年記念事業のロゴマークですが、年度が次年度になるので今から募集したいということは理解できますが、全体像としてどういった記念事業を実施していくかという中でロゴマークが位置づけられるものであって、ロゴマークはロゴマークで作成して、記念事業は記念事業で当初予算として何を実施するかを決めて計上するというのであれば、ロゴマークの予算に対しての良し悪しを判断できないと思います。</p> <p>予算規模や事業内容も含めた全体像の中の一つとして、春から使用したいので前倒しでロゴマークから着手しますということであれば、理解できるのですが、そのあたりが見えないので、こういった話になっていると思います。そのことについて、いかがでしょうか。</p>
薄井課長	<p>現時点で想定している60周年記念事業としては、記念式典と祝賀会を11月頃に予定しており、それと合わせて記念事業を検討しております。この記念事業は子ども達も含めて広い世代の方が、村の歩みを振り返るとともに未来に向けて頑張っていくんだという意識啓発のようなものと考えているところです。</p> <p>また、毎年行われている、新米まつりや桜と菜の花まつり、教育振興大会といった事業については、各課であまり過大にならずにできる範囲で60周年という節目を意識づけられるような工夫を検討していることであり、そういった内容をまとめて、3月議会の当初予算の説明の際には全体像を詳しく説明できるものと考えております。</p> <p>桜と菜の花まつりのように1月から周知するような事業もあるので現段階からロゴマークの選定をさせていただいて、年度当初から活用させていただきたいという趣旨ですのでよろしくお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>今回のロゴマークを募集して選定すると、その商標は村に帰属すると思いますが、そのロゴマークは村だけではなく他の企業や団体なども使用することは可能でしょうか。</p>

発言者	発言要旨
薄井課長	申請があれば、使用していただけるように考えております。50周年のときも同様の対応をしております。
黒瀬副委員長	交付金を活用して実施する暮らし応援商品券事業について、他の事業は検討されたのでしょうか。商品券を配布すると決めるまでの経緯を教えてください。
薄井課長	今回の交付金の主旨がエネルギー・物価高騰の影響を受けた生活者等に対して支援を行うものとなっております。農家も肥料など資材の高騰の影響を受けていることから支援を検討しましたが村内の水田面積約9,000haに対しては十分な支援ができないことから、影響を受けている全村民に対して平等に支援するため商品券を配布することとしたものです。また、商品券については村内で利用されますので、地域の活性化にも繋がるものと考えております。
戸部委員	こういった商品券はまだ紙で印刷しなければいけないのでしょうか。村の中だけでは範囲が狭かったりと課題はあると思いますが、電子化することでポイントが付いたり若い方が使いやすくなったりということもあると思いますので、何か工夫はできないのでしょうか。
薄井課長	<p>こういった商品券の電子化については、導入するのに非常にコストがかかり、手数料もかかってしまいます。さらに村内の事業者がすべて電子マネーによるサービスに対応することも難しいと考えられます。また、若い方は使用方法に慣れていると思いますが、高齢者の利用についてはまだ難しい部分があると思います。</p> <p>これまでの商品券については、紙媒体ですけれども、昨年度は約98%、今年度の暮らし応援商品券事業（第1弾）でも10月までで約1割が使用されているところであり、認知度も向上していることから紙媒体であっても十分使用していただけるものと考えております。</p> <p>いずれ、どこかのタイミングで電子化も含めた検討は必要だと考えておりますが、現時点では紙媒体の方がメリットは大きいと判断しております。</p>
松本委員長	他に質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>【なしの声】</p> <p>次に、福祉保健課の審査に移りますので、当局は交替して下さい。 なお、一般会計補正予算案の採決に入る前にまた呼びますので、課長と書記の方は戻って同席して下さい。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(15:45) 再開します。(15:50)</p>
松本委員長	<p>議案第 60 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」について、議題といたします。当局の説明をお願いいたします。</p>
小林課長補佐 進藤主査 小貫主任 安田主事	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p>
石井委員	<p>物価高騰の給付事業についてですが、資料を見ると 1 月下旬に対象世帯に確認書送付となっています。 確認書を送ってやって戻ってこなかったりする場合はどうなりますか。</p>
小林課長補佐	<p>今現在締め切り日は設けてませんが、提出締め切りまで提出されなかった場合には給付の対象外となります。</p>
石井委員	<p>県立大生も 207 世帯も含まれてるってことなんですけど、例えば村の学生で県外の大学に行っていて、住所を移してる移してない残したまま、とか、こういういろんな状態がまず考えられるわけですけど、やむを得ないといえはやむを得ないんですが、こうやって資料を見ると、うちの子は県外の大学に行ってるのでうちには何もないのでっていうふうな、そういう感情論みたいなのが出てくるような感じはするんですが、いかがでしょう。</p>
小林課長補佐	<p>こちらの給付金の対象は世帯となっております、県立大生というのは、</p>

発言者	発言要旨
	<p>寮生になります。</p> <p>寮に入ると一人世帯ということでカウントしておりますので、207名カウントはしているんですが、こちらの対象の中で、住民税が課税されている扶養親族からなる世帯は対象外ですよということになっておりますので、親御さんに扶養されている学生は対象外となります。</p> <p>ですので、207名からは大幅に減るものと思われまます。</p>
黒瀬副委員長	<p>物価高騰重点支援給付金ですけども、これって財源としても創生臨時交付金でいいんですよね。</p> <p>その場合って、これが例えば対象世帯が減った場合には、交付金自体が減るという考え方なんでしょうか。</p>
小林課長補佐	<p>実際の給付に伴いまして、最後も実際の金額に精算されることになります。</p>
戸部委員	<p>灯油の扶助費のお話をさせていただきたいんですけども、これは県の方からも歳入が充当されているわけですけども、これぐらいの額だとするならば、例えば9月議会で村の方で高騰に関しては引き続きずっとしている中で、冬の灯油は値上がりしてるっていうのは大体増えてるわけで、11月頃からストーブつける人はつけるんですよね。</p> <p>なので、これは12月議会で通ったとしても、扶助費は支払われるのは大体の12月以内では支払われると思うんだけど、もう少し早く支援できるような形、県のお金を待たずに村として9月議会あたりで1回やって、県が決まったらまたそこにプラスしてってことでちょっと早い、前倒しできるような形があった方がいいのかなと思います。</p>
北嶋課長	<p>おっしゃる通りではあるかと思います。他の自治体の方も早めに独自予算でやってる自治体もあろうかと思います。</p> <p>村の考え方としましては、県の方で半分助成することを確認した上で今回、12月に挙げさせていただいていました。</p> <p>灯油あるいは燃料費が下がることはあまり考えられないと思いますので、来年度以降は早めに、予算の許す限りではありますが早めの対応をして後から県の補助が入るといったものがあるならば予算付けをしていきたいというふうに思います。</p>
戸部委員	<p>補正をした方がいいですし、これは低所得者世帯ですよ。</p>

発言者	発言要旨
	<p>扶助費っていうのはあってもいいのかなと思うので、村単独でも考えた形のものがあった方がいいのかなとも思いますので、できるだけ早い段階で補正を出していただきたいなと思います。</p> <p>できれば早め早めで、寒くなるのも早いので、できるだけ何とかよろしくお願いします。</p>
松本委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	それでは次に議案第 61 号「令和 5 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
北嶋課長	【資料に基づき説明】
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p>
	【なしの声】
松本委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>
	【なしの声】
松本委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。</p> <p>それでは、議案第 61 号「令和 5 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	【全員挙手】
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 61 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	それでは次に議案第 62 号「令和 5 年度国民健康保険事業特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
木坂主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原(史)委員	国保の財源について国からの補助についてちょっとお伺いしたいんですけど、その辺補助金として来るのか違った形で来るのかっていうので、はっきりしなかった部分なんですけど、教えてもらってよろしいですか。
木坂主任	正直に言うとまだ本当にはっきりはしませんが、おそらく未就学児均等割の負担金と同じ形で、現年分として国から負担金というような形で一般会計に入ってくると見込んでいます。 それを村負担分と合わせて特別会計に繰り入れするものです。
菅原(史)委員	単独で、その分だっていうのはわかるものですか。
木坂主任	おそらくわかる形で入ってくると思います。
松本委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 62 号「令和 5 年度国民健康保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>全会一致であります。 よって、議案第 62 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松本委員長	<p>それでは次に議案第 63 号「令和 5 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。</p>
角田主事	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 63 号「令和 5 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。 よって、議案第 63 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(16:29) 再開します。(16:32)</p>
松本委員長	<p>あらかじめ委員会の時間を 6 時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>それでは委員会を6時まで延長いたします。</p> <p>議案第60号令和5年度一般会計補正予算案の当委員会に付託のあった分の教育委員会部分について当局の説明を求めます。</p>
池田主査 太田主事	<p>【資料に基づき説明】</p>
松本委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>子ども海外研修事業の内容で、校長先生に直接会って交流プログラムを話し合うという説明でしたが、具体的に決定に近い形で進んでいるのでしょうか。</p>
池田主査	<p>まだ話が立ち上がった段階で、今回、実際の現地視察をとおして、どういったプログラムができるのかを協議をしていければと考えています。その後、お互いに行き来などをし、覚書のようなものを交わした上で、本格的な合意になってくると思います。</p>
三村委員	<p>任意団体は何名くらいの構成でしょうか。</p>
池田主査	<p>12名程度と記憶しています。</p>
三村委員	<p>今回の交流事業に保護者や子どもたちの意見はどのように反映されるのでしょうか。</p>
池田主査	<p>今後、保護者や生徒たちへのアンケートなどを実施しながら、意見を取り入れていきたいと考えております。</p>
黒瀬副委員長	<p>現状、具体的な交流の内容は決まってないとのことですが、今回、現地へ行く以上はこちらの希望として想定するものはあると思います。例えば、いつぐらいからスタートして、どの程度の人数で、どういった交流を行うなど、そのあたりはある程度考えられているのでしょうか。</p>
宮田教育次長	<p>今年度、台湾から11月の下旬に村への訪問が予定されていましたが、先方の予算の都合で来られなかったという経緯があり、具体的な検討は進んでい</p>

発言者	発言要旨
	<p>ません。</p> <p>ただ、村が希望する、長期的かつ継続的な交流の意向については先方に伝えており、それについてはある程度のすり合わせが出来ているという認識です。交流の詳細や具体的な内容については今後検討を進めていくこととなります。</p>
松本委員長	<p>休憩します。(16:46)</p> <p>再開します。(16:54)</p>
松本委員長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
三村委員	<p>デンマークとの交流と、今回の台湾との交流が同時並行で進む可能性はあるのでしょうか。</p>
宮田教育次長	<p>両方動く可能性はありますが、デンマークとの交流は村が主体の事業で、台湾との交流は協議会主体の事業といった違いはあります。</p>
菅原(史)委員	<p>今回の補正で、学校園建物総合管理や学校給食の契約満了に伴う、債務負担行為の設定がありますが、金額は前回と比較してどのようになっているのでしょうか。</p> <p>また、債務負担行為がなければ、年度内の入札行為ができないことは承知していますが、債務負担行為として金額が示されることにより、入札への影響はないのでしょうか。</p>
太田主事	<p>金額についてご質問がありましたが、人件費の増加を見込んだ増額をしています。給食の方は前回の契約額と比較して約23%の増加となっています。</p>
宮田教育次長	<p>どちらも令和6年4月1日から動き出す事業ですので、3月31日までに契約をする必要があります。また、給食に関してはプロポーザルも予定しており、契約までに時間を要するため12月補正での債務負担行為を設定しております。</p> <p>近年は予定価格自体が予算額とほぼ同額になっていることもあり、債務負担行為の金額については、入札への影響というよりは、業者が参考とする数値と捉えています。</p>

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	業者の札入れの価格が債務負担行為の額よりも高かった場合はどうなりますか。
宮田教育次長	その場合は入札自体が不落となります。仕様等を見直し再度、入札を行っていく必要があります。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、議案第 60 号「大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部門の質疑を終結します。 それでは採決に入りますので、当局は関係各課長を呼んでください。
松本委員長	休憩します。(17:04) 再開します。(17:06)
松本委員長	休憩前に引き続き、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 それでは、議案第 60 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」について、当委員会に関係する部分について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 60 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	休憩します。(17:07) 再開します。(17:08)

発言者	発言要旨
松本委員長	<p>陳情第9号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。</p> <p>初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。</p> <p>【資料黙読】</p>
松本委員長	<p>意見などございましたらお願いいたします。</p>
三村委員	<p>現実問題として、医師が不足していてもその科が予約できませんというようなことは起きてきてまして、非常に労働が過重になっている。</p> <p>本当に心配しなきゃいけないような状況にあると思います。</p> <p>ですので、この意見書の提出を求める陳情は、私は採択すべきだと思います。</p>
石井委員	<p>三村委員の意見とほぼ一緒で、採択いたしたい。</p>
菅原(史)委員	<p>エッセンシャルワーカーといわれてる方々も含めて現場は大変なことになっていますので、私もこの陳情については採択したいと思います。</p> <p>意見書の方の3番目の公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設というのはちょっと難しいと思うんですよね。</p> <p>ここは意見書のときにはちょっと考慮願えればなというふうには思います。</p>
戸部委員	<p>私もこれは基本的には賛成であります。</p> <p>私はその意見書に関して、2番に丸で3つ書かれてるんだけど、勤務体制とかね、これは各病院それぞれの問題もあるかなと思うんですよ。</p> <p>なので、大枠にこの太文字の部分だけ出してもらって、下の3つは別にそこまで付け加える必要はないのかなとは思っています。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>陳情第9号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について</p>

発言者	発言要旨
	<p>て国に意見書提出を求める陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
松本委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、陳情第9号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。</p>
松本委員長	<p>採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成はどのようにしましょうか。</p> <p>【委員長一任の声】</p>
松本委員長	<p>なお、提出にあたっては、提出者は委員長になる私になりますが、賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p>
松本委員長	<p>それでは次に陳情第10号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。</p> <p>初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。</p> <p>【資料黙読】</p>
松本委員長	<p>意見などございましたらお願いいたします。</p>
三村委員	<p>介護施設で人手不足はどこでもそうなってきたんですけど、特に介護施設とか人手不足で、施設があっても人が足りないと成り立っていきませんので、人手不足が顕著なってきたので、やっぱり賃金を上げる必要があると思いますので、意見書提出を求める陳情は採択したいと思います。</p>
戸部委員	<p>陳情の内容としては、私は採択したいと思います。</p> <p>ただですね、意見書の部分でいうと、ちょっとこの文章内容が引っかかる点は何点かあって、例えば下から3、4行目の補助金返還するということは、国との約束でこうしたんだなと思うし、これ意見書を出さないっていうのあ</p>

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	<p>りですか。</p> <p>これ自体は僕は賛成ですけども、あえてさっきのやつと内容的には同じだ と思うんだったら、あっち1本で意見書を出さないでいいのかなとは思 うんですけど、意見書の文章を少し変えた形の方がいいのかなと思 うんですけどもこの陳情には賛成です。</p> <p>意見書はまた委員長に任せます。</p> <p>私はちょっとさっきのとは違うような感じがして、今首をかしげてる最中 なんですけど、診療報酬だとか介護報酬の抜本的引き上げっていうと、結局 誰がそこを補填するのってことで、そのあとに患者の負担軽減っていうと、 生じる負担はどうかかなっていうのはありまして。</p> <p>さっきのは全体的には人員の話しか聞こえなかった。人員配置だとか、そ の辺についてはそうだろうなと思ったんですが、今回の話では賃金の話で、 実際先ほど戸部委員が言ったように、補助金の件に関しては、これで待遇が かなりよくなった病院もあるようなことも確かに言っていましたし、当然そこ でやらなかったら、補助金の返還っていうのはあってしょうがないことなん じゃないか。あげるための努力は当然あるとは思いますがね。</p> <p>そういう疑問点がちょっとあるので、このままでは私は採択しないという 選択にしたいと思います。</p>
黒瀬副委員長	<p>確かに添付されてる意見書案の後段のところは、当然言われた通り気にな るところはあるんですけども、人員増ですとかというところになってく ると、やはり待遇改善になってくるのかなっていうのはあって、賃上げがあ って、そこに対してその項目としての診療報酬介護報酬を引き上げるって いうのも、その財源をどうするかってのはあるんでしょうけれども、そこを やらないことには、やはり賃上げ人員増っていうのは繋がらないのかな と思いますので、私としては賛成したいと思います。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは、採決いたします。陳情第10号「国民のいのちと健康を守るため、 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げ や人員増のため国に意見書提出を求める陳情」について採択することに賛成の</p>

発言者	発言要旨
	<p>方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手多数】</p>
松本委員長	<p>挙手多数であります。</p> <p>よって、陳情第 10 号は、賛成多数により、採択すべきものと決しました。</p>
松本委員長	<p>採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成はどのようにしましょうか。</p>
戸部委員	<p>先ほどいいましたけども、ちょっと下の方の文章は削った方がいいと思いますし、ちょっと下の方の文章を直す形を、ぜひ委員長にお願いしたいと思います。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>なお、提出にあたっては、提出者は委員長になる私になりますが、賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。</p>
松本委員長	<p>それでは次に陳情第 11 号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。</p> <p>初めに、配付資料の黙読をお願いいたします。</p> <p>【資料黙読】</p>
松本委員長	<p>意見などございましたらお願いいたします。</p>
戸部委員	<p>マイナンバーと保険証というのが 2 つとなれば、間違いなく国保の負担の方が絶対増えますよ。どちらかを残して、どちらかで進めるってことを決めなかったら、負担だけが増えると思います。経費だけが増える。これは私はやっちゃいけないと思います。</p> <p>やはりマイナンバーでいくとなれば、マイナンバーを今はもう進めるしか</p>

発言者	発言要旨
黒瀬副委員長	<p>ないというふうに思います。</p> <p>戸部委員と同じですけど、もちろんマイナンバーカードもここに書かれているように、いろいろ問題が生じてるんでしょうけれども、保険証を残すという形はやはりコストが割増しになると思うので、そこはどちらかというマイナンバーカードへスムーズに移行するような対策を早急にしていただくというのが新しい解決方法なんじゃないかなと思いますので、保険証を残すという陳情に関しては、賛成できません。</p>
三村委員	<p>保険証と違って、マイナンバーカードの場合、施設で預かるっていうことが管理が難しいっていう問題に直面していることがありますし、マイナンバーカードの取得は任意とされていたにも関わらず強制になってしまっているところがあるので、この意見書の提出を求める陳情は採択したいと思います。</p>
松本委員長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>【なしの声】</p>
松本委員長	<p>それでは、採決いたします。陳情第 11 号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
松本委員長	<p>【挙手少数】</p>
松本委員長	<p>挙手少数であります。</p> <p>よって、陳情第 11 号は、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。</p>
松本委員長	<p>以上で当委員会に付託のありました案件は全て終了いたしました。</p> <p>これで総務福祉教育委員会を閉会いたします。</p> <p>(閉会 17:34)</p>

	【 署 名 欄 】
松 本 正 明 委 員 長	(委 員 長) _____
黒 瀬 友 基 副 委 員 長	(副 委 員 長) _____
三 村 敏 子 委 員	(委 員) _____
菅 原 史 夫 委 員	(委 員) _____
戸 部 譽 委 員	(委 員) _____
石 井 雅 樹 委 員	(委 員) _____

